

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(平成一七年三月三十一日法律第一九号)

一、提案理由(平成一七年二月二二日・衆議院財務金融委員会)

○谷垣国務大臣 ただいま議題となりました平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十七年度予算においては、歳出改革路線を堅持、強化するという方針のもと、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出について三年ぶりに前年度の水準以下に抑制し、新規国債発行額についても四年ぶりに前年度より減額したところであります。一方、予算の内容については、活力ある社会経済の実現や国民の安全、安心の確保に資する分野に重点的に配分するなど、メリ張りのある予算の配分を実現しました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講じることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情のもと、平成十七年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十七年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成十七年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

……………(略)……………

以上が、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一七年三月二日)

○金田英行君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

について申し上げます。

本案は、平成十七年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

……………（略）……………

両案は、去る二月十五日当委員会に付託され、二十二日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日から質疑に入りました。

二十五日には、両案に対し、平岡秀夫君外二名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、原案とあわせて慎重かつ熱心な審査が行われました。本日小泉内閣総理大臣に対して質疑を行った後、質疑を終局いたしました。

次いで、両修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案はいずれも否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一七年三月三〇日）

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成十七年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の両法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、名目長期金利の上昇がプライマリーバランスの回復に与える影響、年金保険料を事務費に充当することの妥当性、定率減税の縮減が家計と景気に与える影響、今後の抜本的税制改革に向けた政府の取組等、各般にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきまして、質疑を終了いたしましたところ、民主党・新緑風会を代表して平野達男理事より、公債特例等法案について、年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する規定の削除を内容とする修正案が、また、所得税法等改正案について、定率減税の縮減に関する規定の削除等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣の意見を聴取しましたところ、両修正案に反対である旨の意見が開陳されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して広田一委員より、両原案に反対、両修正案に賛成、自由民主党及び公明党を代表して山下英利理事より、両

原案に賛成、両修正案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、両原案に反対、両修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。